

V. 管理運営計画

Management plan

V. 管理運営計画

1. 基本方針

市民、民間企業等の多彩な主体と連携する効率的な運営

「名護・やんばるの自然と文化拠点施設」は、地域の自然や文化に関する資料収集・保存と調査・研究を基盤として、これらを情報発信、教育普及、そして幅広い連携へとつなぎ、市民の社会教育や観光の振興に寄与する多彩な活動をおこなうことが求められます。

このように多岐に渡る活動を実現し、実際に効果を創出させていくためには、十分な人員体制が必要となりますが、その一方で、財政負担を軽減する為の創意工夫が必要となります。

名護・やんばるの自然と文化拠点施設においては、施設職員数を極力抑えながら、友の会をはじめとする市民サポーターの支援、一部運営委託も含めた民間活力の導入についても検討していく必要があります。

V. 管理運営計画

2. 管理運営の体制

(1) 現状と課題

現名護博物館では部門（係）が確立されていないため、学芸員が施設運営や庶務を少なからず担当しています。こうした状況下では、十分な資料収集・保存活動や調査・研究活動を業務時間内でおこなうことが難しくなり、利用者に向ける情報発信や教育普及、連携などのこれらをベースにした活動も消極的になりがちです。

「名護・やんばるの自然と文化拠点施設」では、博物館活動の専門的事項を司る「学芸部門」、学芸活動をスムーズにおこなうために必要となる庶務や、施設管理運営に関する業務を司る「管理運営部門」を設けます。また、博学連携を中心とした教育普及活動に「教育普及部門」を新設し、専任的に関係業務を担当します。さらに、発信力・集客力を強化するために外部との折衝や広報に重点を置く「連携・広報部門」を新設します。

そして、これらの部門を統括する「博物館長」の下、相互の業務をよく理解し、部門間の密な連携を図りながら各々が最大限の力を発揮します。

(2) 各部門の業務

① 学芸部門

○資料の収集・保存

資料の収集や収蔵された資料の適切な整理、保存などをおこないます。

○調査・研究

計画的な調査・研究計画を立案し、さまざまな連携を図りながら実行します。

○展示

常設展示の様様替えや企画展・特別展などの企画から開催までを担当します。

V. 管理運営計画

② 教育普及部門

○教育普及

他の部門や学校関係者などと連携を密にし、体験学習や展示案内など、各種教育プログラムの企画から開催までを担当します。

○地域交流

博物館活動に携わる市民等の窓口となり、その活動計画のコーディネイトや、他の担当との調整などをおこないます。

③ 連携・広報部門

○旅行商品企画

県内外観光客誘致のため、旅行商品について企画し、旅行・交通事業者等と連携します。

○教育旅行誘致

県内外の教育旅行誘致の渉外活動をおこないます。

○広報

他の部門と十分に連携し、ホームページやその他のWEB媒体、印刷媒体を通してイベント等の館外への情報発信をおこないます。

④ 管理運営部門

○管理

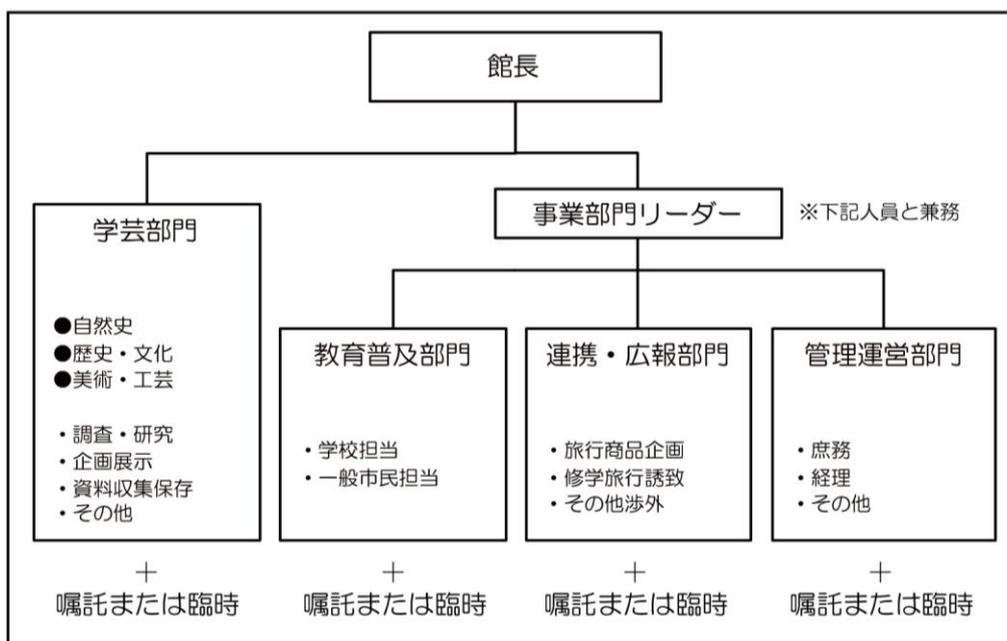
博物館利用者の安全管理、施設・設備の維持管理など、博物館活動全般の円滑な運営をおこないます。

○利用者サービスなど

来館者の受付や各種申請の窓口、博物館施設の利用案内など、利用者が快適に博物館を使用できるためのサービスをおこないます。

V. 管理運営計画

名護・やんばるの自然と文化拠点施設の運営体制（案）



なお、文部科学省の社会教育調査においては、博物館1館あたりの職員数について、下記の通りの数値を公表しています。

博物館類似施設（平成20年度）

：6.2人（専任2.4人／兼任1.2人／非常勤2.6人）

登録博物館・博物館相当施設（平成20年度）

：14.4人（専任8.7人／兼任1.0人／非常勤4.7人）

V. 管理運営計画

3. 開館形態

(1) 開館日と休館日

年間の開館日を増やし、利用者の利便性を高めます。施設・設備のメンテナンスなどで休館が必要な場合は、適宜休館日を設定します。

(2) 開館時間

常設展示の観覧時間は、屋内外を含めて現名護博物館の午前 10 時～午後 6 時を踏襲します。屋外の敷地の一部については、周辺住民等の利用を考慮し、より広範囲な時間の開放を検討します。

また、開館時間外であっても、イベント時などには利用できるような柔軟な体制を検討します。

(3) 利用料金

敷地内は有料・無料のゾーンに分け、有料ゾーンについては入館料、観覧料等を徴収します。「名護・やんばる」広域の教育に資する目的で、北部 12 市町村の学校利用については無料とします。

また、小学生以下の幼児および 65 歳以上の高齢者、障害者とその随伴者、その他必要性を要する利用者については無料を検討します。

利用料金については、現博物館の制度を踏襲しつつ、他館料金や社会情勢などを考慮して検討します。

V. 管理運営計画

4. 収支計画

質が高い活動を継続するためには、安定した財源の確保が必要不可欠となります。適切な事業計画を立てて実行し、その評価・改善をおこなうことで、運営の効率化、能率化を図るマネジメントサイクルを確立することは重要となります。

また、国や民間など多方面からの補助事業、助成金等の財源確保に努め、歳入に充てることで、活動資金の一部を賄います。

【主な歳入】

- ① 使用料
入館料／企画展等の観覧料／施設・設備使用料 など
- ② サービス収入
ミュージアムショップ収入／催事収入 など
- ③ 雑入
補助金や寄付金／貸出料／会員費 など

【主な歳出】

- ① 管理運営費
人件費／施設管理費／光熱水費／保険料／委託費（清掃ほか）／通信費／事務 など
- ② 資料収集費
資料購入費／委託費（剥製製作等）／図書購入費 など
- ③ 調査研究費
謝金／使用料（車両など）／賃借料（調査研究機材など） など
- ④ 教育普及活動費
講師謝金／企画展等開催経費／体験学習・講座の開催経費／印刷製本費 など

V. 管理運営計画

5. 運営形態

運営方法としては、設置者（名護市）の直営方式、業務を完全に民間などに委託する指定管理方式、両者の併用方式など、様々な形態が挙げられます。

指定管理者制度とは、設置者である普通地方公共団体の代わりに、設置者が指定した法人その他の団体に公共施設の管理を代行させる制度です。業務の範囲や内容を協定で詳細に取り決めるとともに、管理運営が適切におこなわれているか評価する仕組みや、設置者との密な情報交換が必要不可欠です。

この制度の一般的なメリットとしては、民間の自主性、独自性を活かした事業の効率化や、質の高いサービス提供、経費の節減が期待できることなどが挙げられます。

指定管理者制度を導入する場合、「名護・やんばるの自然と文化拠点施設」の使命と機能が管理代行者によって果たされるかどうかを十分に検討する必要があります。主な検討事項としては、代行業務の範囲と指定する団体の2つが挙げられるでしょう。

1つ目については、たとえば、入館料や企画展の観覧料、ショップの売上げなどによる収益を見込むことが可能な連携・広報部門や管理運営部門の場合は、指定管理者にインセンティブを付与することで民間のノウハウが十分に発揮され、事業の効率化や質の高いサービス提供が期待できます。

一方で、学芸部門や教育普及部門については収益がほとんど見込めず、指定管理者が代行するメリットがあまりありません。しかし、これらの部門は「名護・やんばるの自然と文化拠点施設」の根幹をなす重要な活動を担っており、中長期的な計画に基づいて人材確保や事業実施をおこなっていく必要があります。3～5年程度の指定期間があり、この期間を超えて継続性の確保が保証されない指定管理者制度は、この点で課題があります。

2つ目については、どの団体を指定するかという点です。代行者は「名護・やんばるの自然と文化拠点施設」の機能や性質、地域における役割を熟知し、運営のノウハウを持っていることが条件となります。

これらのことを踏まえ、「名護・やんばるの自然と文化拠点施設」については、これまでに築いた地元との関係性や人材を活かして、基本的には設置者である名護市が直営でおこなうことが望ましいですが、連携・広報部門や管理運営部門の一部については、指定管理者制度や部分的な業務委託など、多様な運営形態を検討します。

V. 管理運営計画

6. 市民参画の推進

活動計画であげた「市民学芸員」や様々な組織との連携を強化し、全部門での市民参画の推進をめざします。

「学芸部門」と「教育普及部門」においては、資料整理や調査・研究、体験学習、出前講座、展示解説といった博物館活動のサポートを通して、参画する市民自身が生涯学習を推進し、やりがいを感じられるよう支援します。展示活動では、学芸員のサポートにとどまらず、企画から展示会まで市民が自立的におこなうことも可能でしょう。

「連携・広報部門」や「管理運営部門」においては、さらに進んだ市民参画の形態として、すでに述べたように指定管理者制度や部分的な業務委託を検討します。

ショップの運営、屋外の施設や植栽などの管理を市民が担うことで、地域の独創性を活かした魅力ある活動展開が期待されます。



名護博物館と同友の会、市民等による調査活動（タカ渡り調査）



地域の人材を講師とした観察会



名護博物館友の会のサポート活動（企画展広報物配布準備）